

平成29年第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第87号

平成29年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成29年9月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成29年第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成29年9月5日（火曜日）午後 2時00分 開会

出席議員 13名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 合 田 正 夫	4番 三 好 郁 雄
5番 白 川 正 樹	7番 白 川 年 男
8番 白 川 皆 男	9番 大 西 樹
10番 藤 田 昌 大	11番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 田 岡 秀 俊	

欠席議員 1名

12番 三 好 勝 利

会議録署名議員の指名議員

5番 白 川 正 樹 7番 白 川 年 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局係長 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	常 包 英 希
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	萩 岡 一 志	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	見 間 照 史
教育次長	脇 隆 博	学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	水道課長	天 米 賢 吾
地籍調査課長	池 下 尚 治		

○田岡秀俊議長 皆さん、こんにちは。

本日は、午前中公務のため、昼からの本会議ということでございます。

三好勝利議員より、欠席ということであります。

そしてまた、川西議員より、少しおくれるという報告を受けております。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、白川正樹君、7番、白川年男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

14番、川原茂行君、1番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 最近、やっぱり暑さも過ぎまして、本格的な秋が参ったようです。直射日光の中では暑くても、ちょっと木陰に入ると爽やかな風が吹いてまいります。そういう中で、私、きょう、2件町長に御質問をさせていただきたいと思っております。

最近、8月の時期に、高松で10分に23.5ミリですか、そういう雨量が、これ、時間に直しますと140ミリですね。香川県100ミリ超える、80ミリを超えて猛烈な雨と、この猛烈な雨が至るところであると。香川県、少雨県といいますが、そういう中でもやはり猛烈な雨、そういうのが、このまんのう町にも、近々、あるような気がいたしております。

大きな被害が出ました北九州市、この画像がぱっと出たときに、私、すごく流木の大き

さに驚いた。これはちょっといつもの災害と違うなど、画像を見ると一遍にわかった。これはやっぱり山に問題があったなと思ったんです。

私も森林組合とかいろんなどころでお聞きしたり、現場も、私は山が好きですから、毎年、次期が来ると、当然、歩きます。 (川西米希子議員着席 午後2時04分)

そこでお聞きするんですが、この今の実態が、まんのう町が1万3,000ヘクタールある森林、その森林の中で、今、間伐、なかなか行き届かない。これは経費と手間、労働力がないと、こういうところに問題があるわけで、ついこの間も発議で出ました環境税、こういうものが、当然、全国民から税金の上へ上乘せして森林保護に充てなきゃいけない、こういう中でお願いをまんのう議会としても強く要望してまいったわけでありましたが、この反面、つい、これも最近の話であります、全国知事会が、この環境税ができたと仮定したら、県にもいただかないかと、こういう考えを知事会のほうで意見が出ております。これが果たして町長さんのお考えの中で、この環境税ができたとすれば、県にある程度渡すのも理由の一つかなとお考えなのか、これはやっぱり自治体に全額出せと、こういうお気持ちなのか、まずここから伺いたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの1番目の質問にお答えいたします。

もし仮に森林環境税ができた場合に、その財源は全て町の地方公共団体のほうへ来るのか、ある程度、県のほうへ出すのかという質問でございますが、私としては、それぞれの町がそれぞれの自分たちの町の森林を守っておりますので、全て市町のほうへいただけたらありがたいというふうに考えております。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ですから、29年度の税制大綱の中で、市町村が主体となって実施する森林整備、これは市町村が実質はやらなきゃいけないわけです。そこで、今から1年後、30年度にこの税制改正ができるような形で動いておるけど、これは微妙なところではあります、そういうことになりますと、町長さん、今、お答えになる、できるだけもらわないといけないというんと、これは何が何でももらわないといけないと、これは相当意味が違うんです。ただしこれは、今、47都道府県の中で実際やっておるのが37府県です。できてない10県の中に香川県は入っておる。ですから、これが国がやるとしても、何が何でもいただかないかんという考えと、できればもらわないかんというんとは、相当違うわけです。ここを私はお伺いしておるわけですから、町長さんが、できればもらいたいというのは、これもわかるんですが、何が何でももらわないかんというんと、できればもらう、これはちょっと意味が私は相当違うと思うんですが、ここをもう一回お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

この森林環境税、今後、30年にできるとは思いますが、先ほど川原議員さんからお話

がありましたように、37県が既に森林環境税を県のほうでつくっておるということでございます。

そこで、再び、また国のほうで環境税をつくと、県のほうと、それから国のほうということになりますので、新聞等によりますと、今現在、県でつくっておる37都道府県の知事さんは、なかなか新しい国のほうの森林環境税に難色を示しておるという話を聞いておりますが、我が香川県のほうにとりましては、県でつくっておりませんので、ぜひ国のほうでつくっていただきたいということを知事も強く言っております。そのときは、何が何でも市町のほうへつけていただきたいと、このように思っております。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これは、つくって既にでき上がっているものが37あるわけですから、これから紆余曲折あるのかなと思っておりますが、香川県の知事さんが、自分のところの県ではできなんだものを国のほうへ強く要望する、これはいいわけです。けれども、県へ置けというのは、県がいずれにしてもいろんな形で指導したり、人材の派遣とか講習とかいろんなものを県が段取りするから、県にもちっと財源を置いてくれと、こういうのが全国の知事会の考え方なんです。

私に言わせると、実際、事業主体になるべき自治体のところへ財源が来ると、県が指導する。指導をしてくれるのはありがたいですけども、財源的に県に配分を、何割になるのかはわからんけども、要望する気があるわけですね、今。ですから、そういうことは香川県の中で、よその県まで我々言えませんから、まんのう町長さんが、香川県は何としてもこの財源は全額自治体というお気持ちをまずひとつ強くお願いしておいたらと思います。

その中で、北九州のを見ても同じなんです。まんのう町の山いてください。間伐ができてないところとできておるところと雲泥の差があります。間伐をしてあるところでも、やっぱり搬出するのに、結局、合わない。収支が合わないから、そこへ切り捨てて置いておくと。しかし、切ったものを長いまま置いとくわけでは作業がしにくいわけですから、やっぱりある程度の間隔で切って、それを横においてあるわけです。まんのう町もそんな感じ。横に置いてある。

そうすると、雨が時間的に20ミリ程度の雨、30ミリの雨であれば、横にあってもしびが流れてくるより下へ浸透するほうが早いから、じわじわいくと。しかし、やっぱり猛烈という雨になると、そのかけてある木にやっぱりしびが流れてきてひっかかると。そこへ水がたまるような形で、結局、そこから崩壊しておるのが北九州のいい例なんです。現実まんのう町もそんなんです。間伐はところどころしてありますけども、なかなか出してない。

県の指導が、私はおかしいと思うのは、これはなかなか公表しにくい点もあるんだろうけども、やっぱり面積に対して、何千平米に対して間伐をこれだけやると。何十立方メートルの木材を切りますよと。その切った分の全部でないけど、何割を出せと。こうなりますと、どこへやっても一緒です。道があるところの一番出しやすい、割の合いやすいとこ

ろだけ出す。で、数字を合わせる。現実には山はそういうわけにいかない。けども、現場はそうなる。ここに難しいところがあるんです。割に合わないから、道があるところの、一番出しやすいところから出して数字を合わさないといけない。しかし、山を守るのは、全体的にやっぱり間伐をしなきゃいけないし、出すんれあれば、出すような方法をとらなきゃいけない。こういうのを、やっぱり森林組合が意見として出すのも当然なんですけど、これだけ香川県の中では大きな森林を持っておるまんのう町が、県に対してこのやり方はおかしいよと。間伐をするのであれば、効果的な、森林が持つ意義の大切さ、十分機能が発揮できるような方法で保護していかなくちゃいけないと。それが現実には、現場ではできてないわけです。そういうものを強く意見として出していく必要があると思うんですが、町長さん、まんのう町の現場を見てどうお考えですか。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

質問の通告に基づきまして、集中豪雨に対する森林整備はどのようにするのかという質問でございます。

集中豪雨に関する災害につきましては、記憶に新しいところでは、平成26年8月20日に発生した広島県豪雨災害で、このときには1時間雨量が100ミリを超え、24時間降水量も200ミリを超えるという状況で多大な被害をもたらしましたが、さらに、ことしの7月5日から6日にかけて福岡県と大分県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨に至っては、実に1時間雨量が160ミリを超え、24時間降水量も約1,000ミリという異常な豪雨となり、その被害も甚大なものになりました。

特に、九州北部豪雨につきましては、流木が河川をせきとめ、被害を大きくしたことがクローズアップされましたが、災害直後に林野庁が行った現地調査結果では、樹種や林齢、間伐の有無などの森林の状態による関連は確認できなかったとされており、記録的な豪雨による特定な箇所集中した雨水が原因となり、森林の有する土砂崩壊防止機能や土砂流出防止機能の限界を超え、山腹崩壊が発生したものと考えられ、雨水及び地形・地質による原因が大きいものと推察されるといたしております。

また、日本地すべり学会も、この災害に関して、短時間で狭い範囲に300から500ミリを超える異常な大雨が集中した結果、森林の保水機能の限界を超え、斜面が崩壊したという見解を出しております。

このように、最近の一部の地域に集中した異常豪雨につきましては、森林の整備だけでは防げるものではなく、森林の整備と一体となった治山対策が必要と思われまます。

まずは、土木的な対策が一番ではあるものの、山の手入れをすることの必要性も指摘されており、集中豪雨に対しては、日ごろの森林整備が重要であることには変わりはないと考えております。

本町におきましても、特にヒノキ人工林につきましては、間伐が必要とされる4から7齢級、つまり樹齢または林齢16年から35年生のものが全体の約4割を占めていること

や、放置竹林が拡大していることから、引き続き、森林整備を促進する必要があると認識しており、国や県の造林事業を活用しながら、町単独のかさ上げ補助も行い、森林所有者の負担を軽減するなど、積極的な森林整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、森林整備には町の財政負担が必要であります。以前から申し上げております森林環境税につきましては、本年度も市町村会を通じて香川県に対し条例化をお願いしているところでございますが、引き続き、粘り強く要望してまいりたいと思っておりますし、まんのう町の緑を守るために財源確保に向けて努力を今後ともしてまいりたいと思っております。

先ほど、川原議員さんから質問のありました現在の香川県の山林整備については、いろいろ問題もあろうかとは思いますが、現在のところ、県のほうの方針として、切り捨て間伐、また、搬出間伐等もあわせて行っておりますので、今後とも、県と十分協議をしてみんのう町の森林整備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 県には県のいき方が、財源的なこともあったり、国は国で、これまた財源、最終的には財源がつきまってくるわけですけども、いかにその財源の中で有効に使っていくのか。

しかし、まんのう町はどうしても山があるわけですから、このために甚大なる事故が起きたら困る。それはほか事でないんです。100ミリ、猛烈な雨が、要するに80ミリを超えて降ってくる時代が来ておる。まんのう町の上でいつ降るかもわからない。ですから、一朝一夕に森林整備せえというてもなかなかいかない。しかし、計画的にはやっぱりやっていかなんだら、これだけの森林整備をするのに5年や10年でできるわけがない。逐次、計画的にやっていく必要がある。

そこで、私が言いたいのは、県のほうでそういうやり方、今の現のやり方がいいのかどうかを見直さなんだらいかん時期に来ておるのは県の方もわかっておるかもわからんけども、現実に山を多く抱える自治体から強く意見を出すのは、私は当然でないかなと思っております。

山がない自治体のほうから、この森林間伐をこうしてああしてという意見は出ていかない。これは山を持っておる自治体から言わなんだらどうしようもないことだと私は思っておりますから、何が何でもこれは町長さんが生命をかけて、県のほうへも強く要望するところはするし、現実に限られた予算をいかに有効に生かすかも、やっぱり県が全て知っておるわけでないわけですから、我々は現実にそういう森林と、日々、生活をしていかないけないわけですから、これは強くお願いしたいと思うんです。

町長さんも先ほど県のほうへは強く要望するという事なんですが、今、地球温暖化のためにこういう状態になっておるといのは県の方も十分わかっておるけども、なかなか変更するには何か要る。それは森林を持っておるまんのう町が言わなきゃいけないと、私はそう思います、森林に関しては。

集中豪雨だけであれば、下流のほうもどんどん各自治体、香川県の自治体全ての方が言う必要性があるかと思いますが、森林等を含めた、森林保護を含めた、また、森林の持つ機能を十二分に生かすために、下流の方も守らないといけないということで、環境税も要望しとるわけですから、当然、我々はこれだけの広大な山を保護していく必要がある。それを県のほうへも強く要望しなきゃいけない。

県がわかっておっても、なかなか自分のところだけで、予算的に考えてみたら、これ、どうしようもないかなというのが実態かなとは思いますが、どこかの自治体と言わなきゃいけないとなると、まんのうが山の保護をするのに意見として一番口に言うて、私は当然でないかなと、そう思っております。

町長さんがとにかく森林整備に関して、香川県としても、まんのう町長さん、こんだけ熱意があれば仕方ないな、どうしても山を、今までのやり方と変えていかなきゃいけないなというその熱意が県に通じるようなお考えを、また計画を出していただきたいと思うんですが、ここらの件についてはどうでしょう。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再々質問にお答えいたします。

香川県ではまんのう町が一番国有林も多い、山林も多いというところがございますが、そのために森林の整備を十分まんのう町から情報発信をして、県のほうへもお願いしていかなければならないという思いは同じでございます。

ことは特に11月19日に全国育樹祭が開催されて、改めてこの木の大切さ、山の大切さを見直していこうという機運が香川県でも高まってきておりますし、19日の当日に向けてまんのう町も県と一緒に、全国から来られる5,000人のお客さんをお迎えする予定になっております。そういったことで、香川県でもその機運が高まってきておるところでございますので、この時期を捉えて、山の大切さを、いま一度、県のほうへ訴えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 集中豪雨と森林整備ということなんですが、私の記憶では、野口ダムが昭和43年に通水いたしました。それから数年、間もなく、当時は塩入地区に国有林を皆伐しておりました。木はほとんどがヒノキです。そのヒノキをほとんど4メートルに切っておったんですが、それが一応河川で貯木場らしきところへ積んでおって、そこからトラックに積むようにしておるのが崩れて、財田川に流れた。そのときには、4メートルですから、山が崩壊したと違って、根がないわけですから、何とか野口ダムのゲートもくぐり抜けて、海まで流れた。

しかし、このときに水の怖さ、あれだけの木がどんどん川の中を流れるわけですから、今の大型車で大体10杯分ぐらいが流れたわけです。

そのときに、営林署の方もちょっとびっくりして言われましたが、とにかく木を大切にしてください。同時に、当時は四十七、八年ごろの話ですから、相当前の話ですから、こ

んだけ集中的に雨が降るといのは当時あんまり考えてなかった。でも、怖さというはあったんです。やっぱりこれだけのものを流された。しかし、下流の財田川の橋も橋脚、かなり傷められましたから、やっぱり木枯れですね。当然、山が崩壊するとなると、根が来ますから、当然、もっとひどい状態になるわけです。野口ダムの中でも、ことしも、通常の年であれば、8月の中ごろにはゲートまで、水門いっぱいまでは落水します。それは、当然、8月下旬から9月の台風シーズンとか、そういうのに向けて落水をしようと。だけでも、ことしの場合、下流も水があったということで、満濃池のほうへ、そのゲートにかかっておる32万トン、3日で満濃池のほうへ送りました。ほかにはもう下流にも水が要らないということで送って、今はゲートまで下げておるわけですけども、そういう管理をしながら、現場を見ながら、やっぱり現場に合わせたやり方、例えば土地改良であっても、何百年ぶりの見積もった排水路にしてありますとか、そういうことになるわけですけども、やっぱりそのときに応じたような対応をしていかなきゃ、何百年ぶりの水に耐えられるというけども、それはやっぱり見直しをかけていく、私はこの集中豪雨と森林整備なんですけど、いろんなところで見直しをかける必要がある。それを森林整備も含めて土地改良事業の排水路、河川改修、これは強く町長さんをお願いしておかなきゃいけないと痛切に感じておる昨今でございますので、ぜひこの点はよろしくお願いを申し上げたいと思います。町長さんの県へ対する熱意を最後にお聞きして、この質問を終わります。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再々質問にお答えいたします。

今回、まんのう町で開催されます育樹祭がございます。県民といたしましても、この山の大切さを十分認識するような機運が生まれておりますので、この育樹材が終わった後には、総合戦略ということで、県の行政林業に精通する準備室長も、今、松下室長を迎えておりますので、今後、育樹祭が終わりました後にはまんのう町の林業体制もしっかりと務めていきたいと思っておりますし、川原議員さん御指摘がありましたように、従来とは大きく天候が変わってきて、局部的に豪雨が起きておるといようなことで、今までのやり方ではなかなかうまくいかないということもございますので、十分まんのう町としても林業体制を整えて、新しく林業を見直していただくように県にも働きかけてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 2番目といっても非常に関連性が強くあるわけですが、農業振興についてということでございます。 (大西豊議員退席 午後2時33分)

1日の開会のときに、私も委員長報告としてさせていただきました。建設経済の答弁の中で、農地、要するに荒廃農地、復旧が困難な農地が約300ヘクタールある。荒廃まで至らない耕作放棄の状態、言いかえれば、復元はできるが、作付ができていない状態、この農地が約200ヘクタール。さきの300は地目は畑、田であって、現実はまだ難しい。

森林状態になっておるわけですから難しい。しかし、草ぐらいで、荒廃には至ってない、要するにこの200ヘクタールが問題なんです。山になっておるような状態のものを、なかなかこれは難しいかもわかりませんが、今、荒らしてある、草が生えておる程度のもので200ヘクタール、これはちょっとひど過ぎるわけです。私もたびたび申し上げておるわけですが、この根底に何があるかと。それは後継者不足、当然ございます。しかし、それは農業としてなかなか難しい状態にある現在の立地条件、これを見過ごすわけにはいかない。やっぱり圃場整備、区画をきちんとして、基盤をきちんとしたものにしとかんと、若い方が農業をするわけにいかない。割に合わないから農業はやめて、放棄して、ほかの転職する、これが一番の根底にあるわけです。農業の出発は圃場整備が基盤なんです。パイプ配管、これが基盤なんです。1番の基盤をほっておいて、2番、3番をやれいっても、これはなかなかできない。基礎ができてないわけですから。ですから、担当課のもんも力を入れてくれておると思いますし、町長さんもそういうことにたびたび奔走はしてくれておるわけですが、ここをもう少し掘り下げる必要がある。何としても、今、圃場整備をしとかんと、将来、どうなるか、大体町長さんもおわかりだろうと思いますが、夢描いてください。やがてそこらじゅうがイノシシぐらいが生息するぐらいで、なかなか人間が農地の中へ入れない状態が、近い将来、来ますよ。この圃場整備セットで灌排、パイプ配管ですね。これをできてない地区を本腰で考えていかないと、まんのう町の農業というより、まんのう町の崩壊につながるおそれがあると。

2、500ヘクタールある田、その中で200、300ヘクタールが耕作放棄地になりますと、これは大変なことですよ、現実には。でも、若い方がやるにやれない。形状が悪い、小さい、機械が入らない、進入路がないということです。これを、難しいとは思いますが、しかし町長さんを中心に全員で、執行部、議会、一丸となってやれば、私はできることはないと思っておるんですが、町長さんの意気込みをまずお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員の2番目の質問、農業振興についてということで通告でございます。まず、それについてお答えいたしたいと思っております。

我が国の農業・農村は農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少など、非常に厳しい状況でございます。 (大西豊議員着席 午後2時38分)

このような中で、農業従事者不足については、そもそも農業所得の減少も原因であり、一生懸命働いても、仕事の割に所得が少ないという意識を多くの方が持っていると思いません。

さきに政府の示した農業経営等の展望では、この問題を改善するため、農業の競争力を強化し、産業として持続あるものにするとともに、農村を活性化するためには所得を増大することが重要であるとされております。

また、農林水産業・地域の活力創造プランでは、今後、10年間ぐらいで農業・農村の所得倍増を目指し、これに向けて需要拡大、輸出拡大、需要を踏まえた耕作放棄地や水田

の一層の活用などにより、農業生産額を増大させるとともに、農地集積の加速化、資材費等の縮減、技術開発などにより、生産コストの縮減を図ることにより、農業所得を増大させるといたしております。

農業所得を増大させることは、すなわち、もうかる農業の実践することであると考えます。

農業関係の情報誌やインターネットのアグリビジネスなどのサイトを見ますと、もうかる農業の秘訣などの記事が掲載されていますが、記事に書かれた秘訣の共通項として、大切なのは、コストを意識し、無駄を省くこと、売上アップのため営業に力を入れることであるようであります。

その内容は、コスト意識を高く持つことが重要であり、例えば、農業設備、農機具はできる限り中古を活用し、不要なものは買わないなど、コスト削減に努めることとされています。

そしてもっと大切なのは、生産にも増して営業に力を入れることのようにです。単に上質な商品をつくっても、高い費用がかかれば、それに見合う価格で売れなければ所得はふえません。顧客のニーズや取引価格を広く調査し、ターゲットを決めることで、どのような農作物をつくるべきかの判断ができますし、販売先決定後も別のターゲットの求める品目、販売経路、出荷量などを比較検討して、素早い販売戦略の転換も行えるということでございます。

ここで上げる農家は、正社員やアルバイトも多数雇用している、主に野菜または果樹を中心とする農業法人ですが、小規模農家の経営にも通ずるところがあるはずでございます。これらについては既に実践している農業経営者もおられると思いますが、農業者全体の中では、作付や販売について農業団体任せになっている農家は多いのではないのでしょうか。農家は企業であり、企業意識を持ってコスト削減と営業努力をしなければ、もうかる農業の実現はできないということでしょう。

このことから、本町では、国県と連携して、農業者に企業的な発想と販売戦略を持った経営者となるための研修啓発の場を紹介並びに提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

ところで、国の活力創造プランでは、農業所得に関するもののほかに、農村地域の関連所得の増大のため6次産業化の推進を掲げておりますが、農業振興や地域振興には特産品の作付や、その加工品の開発なども有力な手法であり、まんのう町では高品質のひまわりオイルをブランド商品化して所得増大を図るという、ひまわりプロジェクトを進めておるところでございます。

昨年、ひまわり振興協議会を設立し、生産拡大の取り組みを開始しましたが、ことしは昨年よりも約20%ほどの作付が増加され、天候にも恵まれたこともあり、多くの種子が収穫できました。この種子から最上級のまんのうひまわりオイルをつくり、そのすばらしさを多くの方に認知していただくとともに、自然・健康志向の方にも自信を持ってお勧め

できるオイルを抽出して、商品化すべく、今、地方創生室を中心にこれに取り組んでおるところでございます。

また、地方創生交付金を活用してヒマワリを製品化する目的だけでなく、ほかに特産品化に向け取り組んでいるそばや薬草なども含めて、商品化に必要な機械の導入や製品化施設を今年度末までに整備する予定でございます。

引き続き、ひまわり作付の安定化と、より良質な種子確保のための研究を進めてまいりますとともに、まんのうひまわりとひまわりオイルの知名度アップに向け、ブログや動画など、インターネットや各種媒体での情報発信を行い、販路の開拓と確保のため、ネット販売やデパート等小売店業界への売り込みに取り組むまいと考えております。

これらにより、まんのうひまわりブランドを確立し、農業所得及びその関連所得の増大を達成することを目標としておりますが、また、新たな地域資源を活用した産業の創出に取り組んで、次世代へつなぐ魅力あるまちづくりを目指していきたいと考えております。

また、川原議員さんの先ほどの質問にもありましたように、農業を継続して続けていくためには、やはり基盤となります圃場整備、基盤整備が必要になってくると思います。それにつきましては、まんのう町も町を挙げて、今、取り組んでおるところでありまして、特に中山間地域総合整備事業では、長炭地区、また、琴南地区で、今、圃場整備に取り組んでおるところでございますので、今後とも、また御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さん、ヒマワリとかまんのう町の特産品、要するに農業が企業として成り立っていく、こういうお考えをする中で、ヒマワリとかそういう特産、これは結構なことなんです。

だから、私はそれをすごく、町長さんの意気込みに感謝をしながらお聞きしておるんですが、一番の農業の基本、私は水稻がいいとは申し上げておりません。農業の基盤たる圃場整備、基盤整備が一番のネックなんです。これを基盤をきちんとして、水が使える状態、これが一番の農業の基本でありますから、これを何とかして、それぞれ所有権利者に権利があるものに難しいところはわかるんですが、それを乗り越えていかなければ、基本的な農業はなかなか企業として成り立っていかない、これが現実です。

だから、一つどこに原因があって、当然人口がふえておるところ、宅地になるようなところを全てやるわけじゃないんです。ある程度、線を引いて、ここから南は、北のほうへ行きますと宅地化がどんどん進んでおる中で難しいかもわかりませんが、かといって、圃場整備をほっておくというわけでもない。しかし、基本的にはここからこういうやり方で行きますよと、基本的な計画を、一度、私はこの図面をここで出してお話をお聞きしたことがあると思うんですが、そういうまんのう町の大局的な図面の中で、局部的にいくというのであれば私はわかるんですが、その地域地域が思い思いに圃場整備するというのはいかなものかと。将来的に道がおかしくなる、水路がおかしくなる。やっぱり全体の図面

の中で、いけるところからどンドンいくというのが私は姿でないかなど。

ヒマワリについては、町長さん、振興会の会長でもございますし、非常に熱意たるものを私は肌で感じておりますから、それはどンドンまんのうブランドとしてヒマワリを発信して知名度を上げていただきたい、これはそう思っておりますが、しよせんはその基盤たる、私は農業の企業として成り立つ基盤をどうするか、ここ一点にかかっています。これを、もう時間がございませんから、町長さん、どうやっていくのか、担当課だけで話しするんじゃないくて、執行部の方全体で一遍お考えいただけますか、どうですか、それをちょっとお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの2番目の再々質問にお答えいたします。

今、まんのう町ではヒマワリ、特に力を入れてやっておるわけでございますが、やはり農業の基盤となるのは圃場整備ということでございますし、パイプ配管もそれにしっかりと思います。

ただ、地域地域によりまして、それぞれの地域の皆さん方の熱意もいろいろ温度差がございます。そういったことで、ぜひ今後とも圃場整備に取り組んで事業をやりたいというところは、今、何点かございます。その箇所につきましては、中山間地域総合整備事業で、今、鋭意取り組んでおるところでございますが、やはり、今、きれいになった補助整備を見て、今後また、あんなにきれいになるんだたらうちもやるというような機運が生まれてくるものと信じておりますので、今後とも、鋭意進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

一部担当課だけでなく、全庁的にそういった問題を一度考え直してみてもどうかという御質問でございます。そういうことも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川原茂行議員 それでは、終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、14番、川原茂行君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で3時5分まで休憩といたします。

(大西豊議員退席 午後2時50分)

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、三好郁雄君、1番目の質問を許可いたします。

(大西豊議員着席 午後3時06分)

○三好郁雄議員 朝晩、めっきり涼しいなっというか、寒いぐらいで、これから先は皆さんも、議場におられる方、健康管理を、夏、大概疲れておるんで、涼しいなって疲れ

が出るので、そのところを十分に健康管理をしていただきたいと思います。

私は問題を取り組んだのはまた防災のことについてですが、防災はきのうも2件ほどあって、きょうも1件ほど、それは雨量のことであったんですが、私はこの問題に取り組んだのは、防災の訓練というか、これ、私自身がまだ全然行ったことがないというところであり、今後、いつどのような格好で、どのような災害が起こるかわからんというので、今回、私は質問いたしますが、実際は、防災のマニュアルというんは十分できとると思うんですが、なかなかマニュアルどおりにはいかないのが災害であり、町内には19名ほどの防災士がおるようですが、何とかして早急に訓練をしていただきたいと思います。

それと、手足の不自由な方や目の不自由な方の救助をどのようにするか、そういう点が多々あると思うんですが、そしたら本題に入りますが、この町の防災対策をどのように考えているのかということをお聞きいたします。

これ、六つに、私、区切つとるんですが、防災箇所を町民に知らす必要があるのでは。

2番目に、避難場所は、現在、何カ所あるか。

3番目が、避難場所に避難ができて、停電等のトラブルを考える必要があるのではな
いか。

4番目に、避難場所によっては発電機等の確保が必要でないか。

5番目に、食料、水、毛布の確保。

それと6番目が、避難時に誰が誘導してくれるのか、リーダー的な存在が必要でないか。これはまんのう町の防災士が主になるんか、そのところをちょっと町長にお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員さんの御質問は、我が町の防災対策はどのように考えているのかということでございます。

日本各地では毎年のように地震や風水害が発生しており、本年7月にも九州北部において集中豪雨により大規模な土砂災害や浸水害が発生し、現在も避難生活をされている被災者がおられます。

このような昨今の災害発生状況から、比較的災害が少ないとされております本町においても、災害はいつ発生するかわからない状況と言え、各種災害に対応するため、防災対策を強化しているところでございます。

まず、避難所に関しましては、31カ所の指定避難所、32カ所の指定緊急避難場所について、町が所有する公共施設を指定しております。

指定避難所は、災害の危険性により避難された方が災害の危険性がなくなるまでの間、滞在する施設であり、主に小中学校の体育館や公民館等を指定いたしております。

一方、指定緊急避難場所は、災害が発生、または発生のおそれがある場合に、その危険性から逃れるための場所として、小中学校、公民館等の建物のほか、グラウンドなども含め指定いたしております。

また、発災時に必要とされる食料品や毛布、資機材等についても順次整備しており、大規模地震発生時に想定されるライフライン遮断時の対応策としては、発電機や灯光器を配置しているほか、旧琴南中学校、琴南小学校、かりんの丘公園、仲南小学校においては、太陽光発電による蓄電施設を整備しております。

そのほか、備蓄食料品はアレルギー対応品を含め約4,300食、飲料水はペットボトルで約4,700リットルを中核となる避難施設に配置しており、南海トラフL2クラス地震発生時における避難所への避難想定人数の最低3日分の備蓄量を確保しております。

また、満濃中学校においては、プールの水を飲用水として使用するためのろ過装置を整備いたしております。

これに加え、他機関からの支援の仕組みとしては、大地震等の発災時には、町からの要請がなくとも、香川県が所有している物資を町に送り届けるプッシュ型の物資輸送が実施されることとなっております。

避難場所等の周知方法につきましては、避難場所は各戸に配布しておりますハザードマップや町ホームページで周知するとともに、避難所を明示する看板を設置しております。

また、備蓄物資などの配置状況については町ホームページで公表しているところですが、今後とも、出前講座等を通じて広く住民の皆様にご報告をしております。

また、避難誘導に関しましては、逃げおくれた場合の支援策として、消防署員や消防団員などの消防組織が救助・支援活動を行うこととなり、随時、訓練などを実施しているところですが、基本的には自助・共助の考えのもと、避難発令時や災害のおそれがある場合には、おのおのが早目早目の避難行動を開始していただくこと、また、支援が必要な方については、地域で助け合いながらの避難していただくこととなります。

このことから、災害による被害軽減には、自主防災組織を中核とした地域の防災対策が必要不可欠であり、まんのう町におきましても、各種支援策を推進しているところであります。

また、防災アドバイザー等による出前講座などを通じて、各地域における危険箇所等の解説や、早目に避難行動はもとより、逃げおくれた場合は、無理をせずに、自宅等の一番安全箇所にとどまることなどの被害を未然に防止する行動などを住民の皆様にご案内しているところでございます。

今後とも、地域防災力と町防災体制の充実強化などによる防災・減災対策を一層推進する所存でありますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、質問への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、4番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 これ、避難指示を出すときも相当な勇気が要ると思うんですが、地理的とか年齢差も当然あると思うんですが、年寄りが多いところは、特にもし水害で大水が出た場合には、ちょっと足元は不自由だし、そういうところを指示出すのは大変勇気がいると思いますが、指示はどういう状況ぐらいになってから避難指示というのを出すんで

しょうか。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 三好議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

災害時には避難準備情報、避難勧告、避難指示というような避難に対する情報を出させていっていただいております。それにつきましては、土砂災害警戒準備情報とか、そういうような气象台が出すような情報もございますし、それ以外にも、まんのう町であれば、河川のところに、ここまで水位が上がれば避難勧告を出しなさいという基準も設けられております。土器川とか金倉川におきましても、水位が上がってくれば避難情報を出すというようなところの基準もございます。そういう部分を含めて総合的に町長が判断するというところでございます。

それと、近年は、いわゆる国交省なり、香川県であれば中讃土木事務所などからも、避難情報についてある程度のアドバイスをいただけるような仕組みが今のところできております。そういう部分を総合的に判断して、町長が最終的に避難情報を出させていただくこととなります。

○田岡秀俊議長 再質問、4番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 今の答弁で十分なことがわかったんですが、とにかく私が住んどる琴南地区においては、現状が山がほとんどなんです。砂防堤防というか、山の中にも堤防をいろいろつくっとるんですが、水はやっぱり今さっき川原議員が言いよったように、森林はその下の根っこのほうに水を含むという、いわゆる鉄砲水の状態になってくる場合があるわけです。その場合に、実際の水位は決めとっても、一遍に来るいう可能性がないとは言えん。その場合に、実際はまだ安全な水位でおるけど、一遍に上がるいうことを考えていただいとるんですか、鉄砲水になった場合に。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 三好議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるように、近年のゲリラ豪雨については、想定を上回るような規模で起こる場合もございますし、高松の10分間で23ミリという想定しないような場合もございます。それを全部カバーできておるかといえば、それはちょっとなかなか難しいのではないかなというふうには思いますが、今の避難情報等の発令につきましては、ちょっとそういう部分を出しても、実際、それほどの被害がなかったとしても、空振りになる可能性があるとしても、なるだけ避難情報は出させていただくというような考えで発令をさせていただいております。

したがいまして、ひょっと、これもあったのに、逃げてきたのに、災害が起きないんだかないかというような御指摘を町としては受けても、これは仕方がないかなというふうに考えております。

○田岡秀俊議長 再質問、4番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 それは、今、課長が言いよったように、実際、避難したが、なかつ

たがいうのはありがたいことで、一番よいことだと思うんですが、それと、町長の答弁で、プールの水を飲料水にするという話やったんですが、浄化設備はできとるんですか、これからするわけなんですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほど、満濃中学校のプールを飲料水に使えるということでございますが、これは新しく満濃中学校ができましたので、そのときに最初から災害時に備えての飲料水ということで、中学校のプールは、もし停電になった場合でも、手動で飲料水が確保できるようになっておるところでございます。

○田岡秀俊議長 再質問、4番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 それは、ちょっとお聞きしますが、設備は完全にできとるんですか。そうですか。それでは、1番目を終わります。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 2番目の質問に移らせていただきます。

空き家を再利用して住んでいただく制度を町はどのように考えているのか。

この問題ですが、これ、私、ちょっと直接聞いた限りでは、第三者が中へ入って、実際のことなんです、その人の紹介である方を空き家として利用していただいて住んでいただいとったらしいんですけど、その方が亡くなって、中へ入るとる仲介人が亡くなって、そうすると、空き家で住んどった方も、突然、もう引き上げるということで出たそうなんです、そして娘さんが都会へ行つとるんが帰ってきて、そこの母親も亡くなったんですが、2階へ着物とか喪服とかを置いてあるもんが全部空っぽになつとったという、それはいわゆる空き巣の関係やけど、そういうふうな例があつたもんで、私も、空き家がどんどんふえていって、まんのう町に住んでいただける方は、空き家を貸してくれというて住んでくれることは、町の活性化にもつながるんで、私はこれは大変ええことだと思うんで、空き家をそのまま空き家として戸締まりしてしめてしもつたら、家はだんだんともろくなつてくるんで、当然使つていただくのは、貸し手と借り手の問題もいろいろ含まれると思うんですけど、そういうようなことで、この問題は私は実際は十分わかり切らんので、12月議会でもまた再度質問したいということでここにも書いとるんですが、いずれにしても、町の活性化という、住民がふえるということは活性化にもつながるんで、このことは大変ええと思うんです。

いずれにしても、今後の方向性をどういうふうに考えているか。今現在は町としても検討中の課題がたくさんあると思うんですが、いずれどっちにするか、方向性だけでもちょっと町長にお伺いしておきたいと思うんです。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員さんの2番目の御質問は、空き家を再利用して住んでいた

だく制度を町はどのように考えているのかとの御質問でございます。

まず、町内の空き家についてでございますが、平成25年度住宅・土地統計調査によりますと、住宅総数は7,320件、その他空き家数は730件という調査結果が公表されております。

町といたしましては、今年度、国の社会資本整備総合交付金事業の交付金を受けて、空き家等実態調査委託業務を株式会社ゼンリンと委託契約を締結したところでございます。今月から、身分証明書をつけたゼンリンの調査員が調査にお伺いする予定です。

また、その空き家実態調査の結果を受けまして、今後、まんのう町の空き家対策計画を作成する予定です。

次に、空き家の利活用についてでございますが、平成21年度の制度開始以来、登録された物件は23件、そのうち活用された物件は8件にとどまっております。

利活用につきましては、これまで町としてまんのう町空き家等情報登録制度で空き家とそれに住みたい利用者を登録して、お互いをマッチングする制度と、契約後に空き家をリフォームした場合に、その一部分を補助するまんのう町空き家リフォーム事業補助金制度により進めてまいりました。この空き家の登録相談があれば、建築士協会にも相談でき、登録の際の資料も無料で作成していただける制度もあります。

実際には利用者の登録は多いのですが、それに対しての空き家の登録数が少ないため、利活用の点からすると低調でございます。

本町も固定資産税の納税通知に空き家の登録チラシを同封したり、広報したりして周知しておりますが、それを見ての登録はほとんどないのが実情でございます。

県内各市町の状況も聞きますと、三豊市や小豆島、土庄町は地元の不動産業者や宅建協会等と協力し、都会から地方への移住の流れにもうまくマッチし、空き家の利活用では県内でも先行して充実させております。三豊市も4月以降約30件の新規登録があったようでございます。しかしながら、ほとんどの市町では本町同様登録数に伸び悩んでおり、登録をいかにしてもらうのかという課題について、県を中心に共有いたしておるところでございます。

本町といたしましても、利活用の促進をしていけるように引き続き周知いたしますとともに、マッチング以降の個人間の契約に深く関与できないため、宅建協会や不動産業者等とも協力して、登録・利用しやすいように検討してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに集落にある空き家となった古民家を活用して、移住者への田舎体験や農林漁業の体験用に滞在型の宿泊施設として利用する事業や、来年度施行される住宅宿泊事業法による民泊、サテライトオフィス用としての活用も、今後、検討する項目の一つと考えております。

以上、2番目の質問への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、4番、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 確かに、借り手、貸し手というのは、いろいろ家財道具もあるし、仏壇ももちろんそうですが、多分、そういうところがあるんで、なかなか誰でもやっぱり他人には貸したないという点が多少はあるんだろうと思うんですが、そのところがネックになっと思うんですが、中のものがなくなるというのは一番いかんことであるけど、それでも設備とかしとる分は残るわけにいかんで、そういうところもいろいろ含めて今後の課題にしたいと思うんですが、それで今の質問は終わります。12月議会で、また再度お願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、4番、三好郁雄君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

5番、白川正樹君。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。

今回、私が最後で8番目の質問者です。それでは、行きます。

3年半、本会議では私の席の隣にはいつも関議員が座っていました。そして、時には他愛ない雑談もしたものでございます。毎回のように関議員の机には質問の資料でいっぱいでした。残念なことに、今回からは資料ではなく、お花が机いっぱいに飾られております。

それでは、関議員に負けないように質問したいと思います。

まんのう町国際交流協会、この資料を見ますと、まんのう町インターナショナルエクスチェンジアソシエーション、通称ミーアというそうです。この設立の目的として、町民の国際交流及び国際交流について理解と関心を高め、諸外国との幅広い交流に寄与するとあります。

また、国際交流には、1番、国際交流活動への支援、2番として、海外地方都市との交流及び外国からの表敬訪問団に対する支援、3として、在留外国人に対する支援、4として、研修などの実施等があるそうでございます。

この前に台湾の学生の方が見えたときの所経費は、多分、私が思うには、2番の外国からの表敬訪問団に対する支援から出ているだろうと思います。

それとまた、4番の研修で、私は外国文化講座の中の韓国語講座を少し勉強していました。成果としては、まだまだハングルがある程度読めるようになったぐらいでございます。

それでは、1番の国際交流活動への支援として、町民海外視察旅行と中学生海外派遣があるそうですけれども、今回はこの中の中学生の海外派遣について質問をいたします。

先日、海外派遣の後の役場で中学生の報告会に、教育民生常任委員会の委員さんと一緒に立ち合わせてもらいました。どの子も有意義な体験ができたと言っていました。ということで、それでは質問をいたします。一つずつ行きたいと思います。

現在、なぜシンガポールなのかということ、そしてまた、これからはずっとシンガポールに海外の視察、海外派遣するのかということからお聞きしたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 白川正樹議員の御質問にお答えしたいと思います。

中学生の海外派遣事業は、旧仲南町時代の平成12年度より始まっております。中学校3年生20名が、海外で他国の人々と交流し、国際理解を深めるとともに、国際社会に対応する豊かな人間性を身につけることを目的にスタートいたしております。

お尋ねの件でございますけれども、先ほどお話がございましたように、中学生23名の者が、今回、シンガポールのほうに派遣をされ、有効な成果を上げて帰国をいたしたわけでございます。

シンガポールにつきましては、非常に治安もいいところでございますし、英語圏でございます。また、世界的な経済都市でもございます。また、気候につきましても、熱帯性気候ということでございまして、赤道直下でございます。そういったことで、子供にとりましては異体験がたくさんありまして、経験豊かな国だというふうに認識いたしております。そういう観点から、今、シンガポールへ派遣をいたしておるわけでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、白川正樹君。

○白川正樹議員 シンガポールは治安がいいということと、英語圏だということなんですけれども、私もシンガポールへ行ったことはあるんですけれども、一番南といえば、かすかに南十字星が見えるところがあるんです。そういうこともあって、治安はいいのはいいんですけれども、いいところだけ行くのではなくて、例えばいろんなところ、危ないところへ行くのはちょっといかんのですけれども、そういうところもあるということ子供たちに知ってもらいたいということで、そしてこれ、さっきも言ったんですけど、シンガポールはこれからずっと行くんですか。

それとですね、その次の分の、以前は中華人民共和国へ行っていたということを聞いていますけれども、ここからシンガポールに変更した理由とか、何か都合が悪いところがあったのかどうか、それをちょっとお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えいたします。

平成6年当時、香川県と中国陝西省の間で友好都市提携をしておりましたことから、中国への訪問が始まったわけでございます。国際交流協会は平成13年度に設立され、中学生の海外派遣事業を受託し、企画運営することとなりました。平成16年度までは中国への訪問をいたしておりましたが、平成17年度、中国で反日感情が高まったため、急遽、タイへ変更いたしたわけでございます。これでよろしいですか。まだありましたか。

○白川正樹議員 いえ、いいです。

○三原教育長 よろしいですか。

○白川正樹議員 タイへ行ったんですか。

○三原教育長 タイです。タイのバンコク。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、白川正樹君。

○白川正樹議員 反日感情があつて、中国からタイに変わったということなんですけれども、どこの国でも全員が反日でないと、親日ばかりの国というか、人たちがばかりではないので、治安の関係で、多分、タイへ変えたと思うんですけれども、そして今はシンガポールになっておるんですね。

それで、ちょっとまたお聞きするんですけれども、今、タイからシンガポールになって、タイ以外ですと、東南アジアのほかの国へ変える予定とか、そういうのはあるんですか、どうでしょうか、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 タイからシンガポールに変更になったという大きな理由は、タイが政変が起こりまして、軍事政権になって、今もずっと続いておるわけでございます。先ほどから少し危険な状況でも、そういう経験をさせるのはいいのではないかというお尋ねがございました。しかし、教育委員会としては、子供たちの安全・安心、保護者の皆さん、地域からたくさんの成果を上げて、さらに無事に帰ってくるということが第一の目的でございます。そういう点を十分勘案をして、シンガポールに派遣をいたしておるわけでございます。御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 5番、白川正樹君。

○白川正樹議員 タイからシンガポールになったということで、いろんな国へ僕としては行ってもらいたいんですけれども、その中に台湾も含めてもらいたいと思います。

それで、ちょっと今からの質問が難しいかどうかわかりませんが、中学生は交流する前と後では、心に何か変化というのが見られましたか、どうでしょうか、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答え申し上げます。

これは我々大人にとっても同じことでございますけれども、常日ごろ、経験をしない異体験ですよ、中学生が、13歳の子供が外国へ行くということは、全く経験しない分野だと思います。これは人生が大きく開けますし、しかもそれは外国でございます。いろいろ違うところで経験を積むということは、これからの子供の人生にとって重要な転換点ではなかろうかというふうに考えております。そういう意味で、この海外研修については、ことしは23名の者が参加をいたしましたけれども、これを毎年ぜひ続けていきたい、そういうふうに考えておる次第でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、白川正樹君。

○白川正樹議員 心の変化は今から見なければわからないと思うんですけれども、これ、最後の質問ですけれども、これは町長ですかね。まんのう町にとって、この海外派遣はいい影響は得られているのかどうかいうのを、教育長、そしたらお願いします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

大変難しい質問が次々に発せられるわけでございますけれども、このことがまんのう町にとってどういう効果があるのか、これは過去に子供たちが研修に行った様子をずっと調べてみますと、それぞれが自分の人生上でこのことを非常に大事に思って生きている、そういう状況はよく見られるわけでございます。

つい先般、講演会があった折に、外国の方の講演でしたけれども、その折に、シンガポールへ行ったもう成人した子供、その方と、つい先般といたしまして、去年行った方が、2人、この外国の講演者に質問をするという場がございました。その話の中で、非常に外国でいろんなことを勉強してきたという話を、るる、その成人をした方が述べておりましたし、つい先般、行った子供さんも、大変有効であったというふうな話をしておりました。これは原課としてきちっと整理をしているわけではありませんけれども、情的には大変大きな成果を上げてきて、このことはまんのう町に未来にわたって位置づいていく、そういうふうな捉え方を教育委員会としてはいたしております。以上です。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、白川正樹君。

○白川正樹議員 私がこの質問をした趣旨といいますのは、今、シンガポールへ行くとるんですけれども、一国に限らず、いろんな国の人と接することで、これからの中学生の長い人生にプラスになるようになって、なおかつ、まんのう町にとってもいい方向になればいいと思って質問いたしました。

さっきも東南アジアのほかの国ということで、タイとシンガポールと、今、中国だそうですねけれども、このほかにもまだいろんな安全な国があると思うんで、台湾とかほかのミャンマーはどうかわかりませんが、そういう国があると思うんで、いろんな国へ海外派遣をしてもらいたいと思います。それで、いろんな国のいろんなことを体験することがいいことだろうと思いますので、今後とも、海外派遣をずっと続けてもらいたいと思いますし、年会費いうのももう少しまんのう町全体でたくさん集まっているいろんなことができるようにしていただきたいと思います。以上です。終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、5番、白川正樹君の発言は終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月19日午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員